

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定中第五章に係る部分、第二条第二号の次に一号を加える改正規定、同条第十号の次に一号を加える改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定、第三十七条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び附則第三条の規定 千九百九十二年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約の二千三年の議定書（同条第二項において「追加基金議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日

- 二 附則第四条及び第十一条の規定 平成十六年十二月一日

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の船舶油濁損害賠償保障法（次条を除き、以下「新法」という。）第六章の規定は、一般船舶油濁損害の原因となった最初の事実が施行日前に生じた場合における当該一般船舶油濁

損害については、適用しない。

2 新法第三十九条の四第一項、第三十九条の七第一項及び第四十一条の二の規定は、この法律の施行の際現に国際航海（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間の航海をいう。）に従事している日本国籍を有する一般船舶（総トン数が百トン以上のものに限る。以下同じ。）については、施行日以後初めて本邦内の港に入港をするときまでは、適用しない。

3 新法第三十九条の四第二項及び第三十九条の七第二項の規定は、この法律の施行の際現に本邦内の港又は係留施設にある前項に規定する一般船舶以外の一般船舶については、施行日以後初めて本邦内の港から出港（新法第三十九条の四第二項に規定する特定海域からの出域を含む。）をするときまでは、適用しない。

第三条 タンカー油濁損害の原因となった最初の事実が附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に生じた場合における当該タンカー油濁損害については、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の油濁損害賠償保障法（以下この条において「新法」という。）第二十八条第一項又は第二項の規定によりその受取量を報告すべき特定油に係る油受取人は、追加

基金議定書第十八条第四項に規定するいずれか早い日までの間は、新法第三十条の三において読み替えて準用する新法第三十条の規定にかかわらず、追加基金議定書第十一条、第十二条第一項及び第十八条の規定により、追加基金議定書第十条の年次拠出金を追加基金（追加基金議定書第二条第一項に規定する二千年の油による汚染損害の補償のための追加的な国際基金をいう。）に納付しなければならない。

第四条 国土交通大臣は、施行日前においても、新法第三十九条の六において準用する新法第十七条の規定の例により、一般船舶について一般船舶油濁損害賠償等保障契約が締結されていることを証する書面（以下この条において「一般船舶保障証明書」という。）を交付することができる。

2 前項の規定により交付した一般船舶保障証明書は、その交付後施行日までの間に国土交通省令で定める事由が生じたときを除き、施行日以後は、新法第三十九条の六において読み替えて準用する新法第十七条第一項に規定する書面とみなす。

3 一般船舶保障証明書の様式並びに交付及び再交付その他一般船舶保障証明書に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

4 一般船舶保障証明書の交付又は再交付を申請しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、

手数料を納付しなければならない。

5 偽りその他不正の手段により一般船舶保障証明書の交付又は再交付を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

一 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十四条の十三第一項第四号

二 国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第十九条第一項第四号

三 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）別表第一十七の項

四 破産法（平成十六年法律第 号）第二十四条第一項第五号

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

第八条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第五項中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に、「油濁損害の」を「タンカー油濁損害の」に改める。

第四十二条の二十七第二項第一号中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。
（調整規定）

第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日が施行日前となる場合における前条の規定の適用については、同条（見出しを含む。）中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」とあるのは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」とする。

（船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正）

第十条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に改める。

第四十八条第二項中「油濁損害賠償保障法」を「船舶油濁損害賠償保障法」に、「油濁損害に」を「タンカー油濁損害に」に改める。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第八十八号中「油濁損害賠償保障契約及び」を「タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに」に改める。

